

処分基準

B - e - 2 8

平成 6 年 1 0 月 1 日作成

法令名	: 道路交通法
根拠条項	: 第 1 0 4 条の 2 の 2 第 2 項
処分の概要	: 再試験の不受験による免許の取消し
原権者（委任先）	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 第 1 0 0 条の 2、道路交通法施行令第 3 6 条（再試験の基準）、第 3 7 条の 3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）
処分基準	: ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分である。
問い合わせ先	: ・ 交通部運転免許課行政処分係 (電話 052-951-1611 内線 781- 243)
備 考	: